

職場における受動喫煙防止対策について



2010年1月
フィリップ モリス ジャパン株式会社

本資料に記載されている情報は、フィリップ モリス ジャパン株式会社の調査に基づいております。含まれている事実については、時間の経過とともに、その正確性が失われている場合があることをご了承願います。また、弊社の許可無しに、本資料を第三者へ提供することはお控えください。



フィリップ モリス インターナショナル Philip Morris International (PMI)

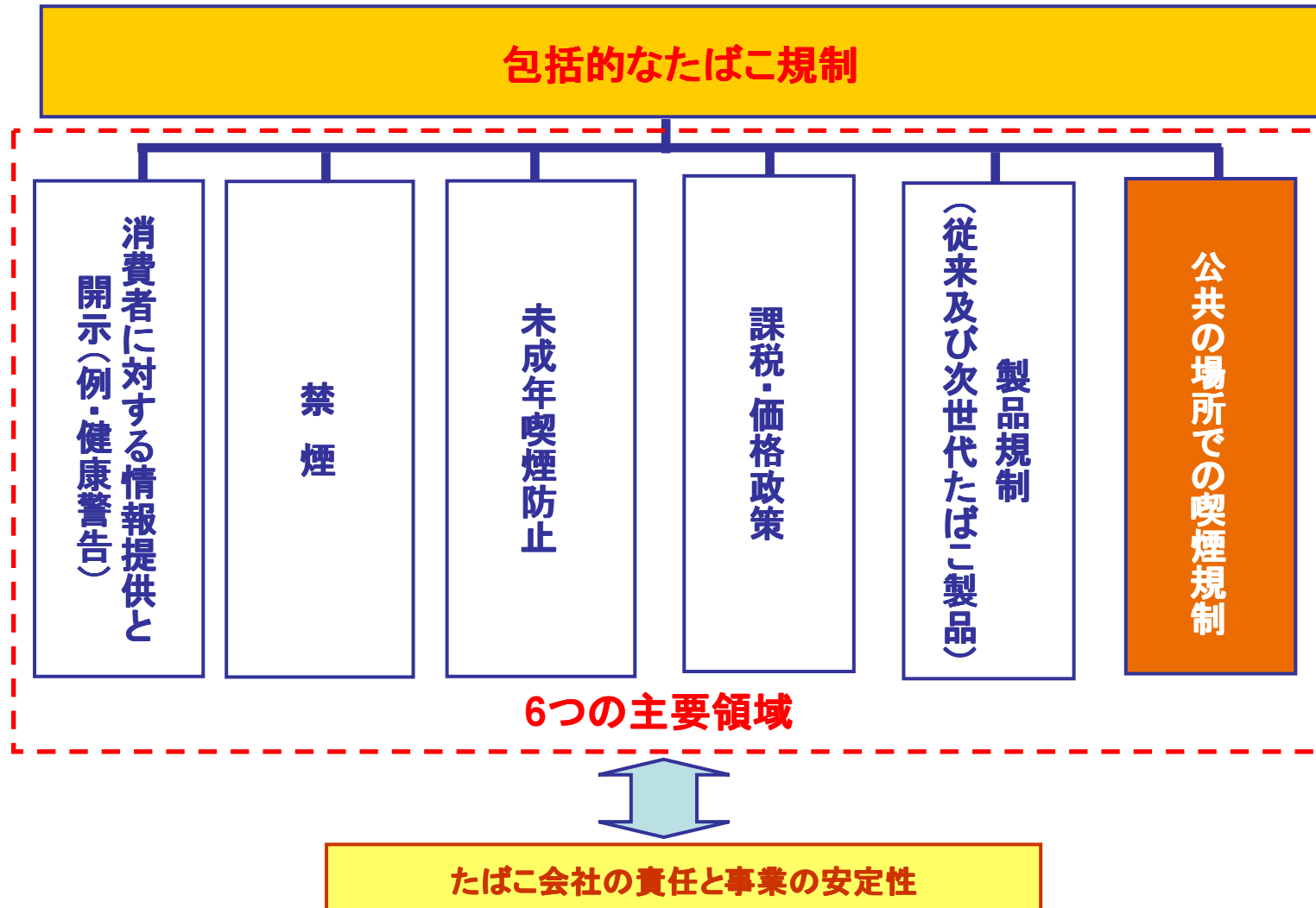
設立	1847年（英国にてPhilip Morris社として設立）
本社所在地 統括本部	米国・ニューヨーク市 スイス・ローザンヌ
代表者	ルイ・C・カミレリ (会長兼CEO) Louis C. Camilleri
従業員数	約75,000人
事業拠点	160カ国以上（59の製造工場）

フィリップ モリス ジャパン株式会社 Philip Morris Japan Kabushiki Kaisha (PMJKK)

設立	1985年
代表者	フレデリック・デウィルドゥ（代表取締役社長）Frederic de Wilde
従業員数	約1,800人
主要ブランド	マールポロ (Marlboro)、ラーク (Lark)、フィリップ・モリス(Philip Morris)、 バージニア・スリム (Virginia Slims)、パーラメント(Parliament)等
国内たばこ市場 シェア(2008年)	PMJKK 約 24%



- ◆ フィリップ モリス インターナショナルは、たばこ製品の製造、マーケティング、販売、使用に関する包括的な規制を支持します。





環境中たばこ煙の健康影響に関する公衆衛生当局の見解

- ◆ 環境中たばこ煙とは、火のついたたばこの先端から出る煙(ガス状と粒子状の物質からなる)と、喫煙者が吐き出す煙を合わせたもののことをいいます。
- ◆ 公衆衛生当局は、環境中たばこ煙が、成人の非喫煙者に肺がんや心臓病などの疾病を引き起こし、また子どもに喘息、呼吸器感染、乳幼児突然死症候群などを引き起こす原因にもなる、と結論づけています。
- ◆ 環境中たばこ煙のある場所にとどまるかどうか、また喫煙者であれば、いつどこで喫煙するかについての判断は、環境中たばこ煙が健康に及ぼす影響に関する公衆衛生当局の見解によって導かれるべきです。
- ◆ また、特に子どもへの影響を考慮して、子どもの周りでは喫煙を控えるなど、十分な配慮が必要です。



成人の総人口に対して
まだ相当数の喫煙者が存在する

喫煙率

>男性 : 36.8%

>女性 : 9.1%

(出典:平成20年国民健康・栄養調査)

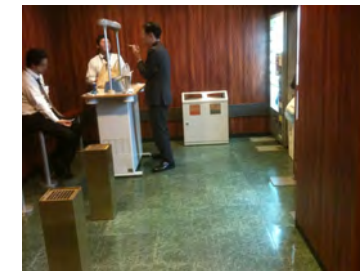
顧客が喫煙する
職場が存在する



多くの地方自治体で
路上喫煙の規制を実施



近年、分煙対策が進んでいる



公共の場所における受動喫煙防止に関しては、
日本の社会事情を踏まえ、
実態に即した対応を進めていく必要があります



主な国における公共の場所での喫煙規制の状況

公共の場所では全面的に禁煙

イギリス



- 2007年7月1日から、学校、職場、医療機関、レストランの室内外、バー、クラブ、劇場、航空機、空港、鉄道、駅、フェリー、バス、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設において全面禁煙。

国レベルでの規制

フランス



- 2007年2月1日から、学校、官公庁施設、公共交通機関、及び未成年者向け娯楽施設において禁煙。
- バー・レストラン(飲食は不可)、私有オフィス、劇場、駅、バスターミナル、フェリー、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設では、特別な換気機能を有し密閉された喫煙室を設置可能。

イタリア



- 学校、病院、公共交通機関などが、禁煙。
- 2005年1月に屋内喫煙規制が施行され、職場、レストラン、バー/クラブ、デパート、博物館、金融機関、ホテル、スポーツ施設などでも原則として禁煙だが、壁などで完全に分離した喫煙室を設置することが可能。(飲食の提供は可能)

スペイン



- 2006年1月から、国レベルおよび幾つかの地域において、学校、職場、医療機関と、デパート、美術館、銀行、娯楽施設、ほとんどの公共交通機関などの公共施設で禁煙。
- 喫煙は、バーやレストランにおいて、面積が100㎡未満の店舗では、喫煙ルールを決める裁量が事業主に認められており、喫煙が許された店舗でのみ可能。100㎡以上の店舗では、完全に分離された喫煙席の設置が可能。(飲食のサービス提供は可能。)喫煙可の店舗/喫煙席への未成年者の入店/入室は不可

国レベルでの限定的な規制

ドイツ



- 2007年9月、連邦レベルで官公庁施設、公共交通機関、駅およびプラットホーム、及びフェリーでの禁煙法が施行。学校では、一部の職員室を除き、全面禁煙。
- 2008年に言い渡された連邦憲法裁判所の判決の結果、全ての16州において飲食店における喫煙規制に関する州法の見直しを行った。その結果、2010年1月1日現在、店舗面積が75㎡以下のワンルームタイプの小規模の飲食店において、下記の要件を満たせば、喫煙が可能という状況:①18歳未満の未成年の入店不可 ②調理された食事の提供不可 ③喫煙標識の掲示

米国



- 現時点において、連邦レベルの規制はない。現在、31の州で州法による公共の場所での喫煙規制があり、38の州で自治体による規制がある。また、19の州が、州法によりレストラン、バーを禁煙にしている。